

第九十七回国
参議院大蔵委員会會議録
第一号

昭和五十七年十二月二十一日(火曜日)
午後零時十分開会

委員氏名
委員長 河本嘉久蔵君
理事 衛藤征士郎君
理事 中村 太郎君
理事 藤井 裕久君
理事 磯山 篤君
理事 塩出 啓典君
理事 岩動 道行君
理事 大河原太一郎君
理事 大坪健一郎君
理事 梶木 又三君
理事 嶋崎 均君
理事 鈴木 省吾君
理事 塚田十一郎君
理事 土屋 義彦君
理事 藤井 孝男君
理事 藤田 正明君
理事 赤桐 操君
理事 小谷 守君
理事 鈴木 和美君
理事 丸谷 金保君
理事 多田 省吾君
理事 矢追 秀彦君
理事 近藤 忠孝君
理事 三治 重信君
理事 野末 陳平君

委員の異動
十一月二十六日
辞任 三治 重信君
補欠選任 柄谷 道一君
十一月三十日
辞任 補欠選任

十二月一日 梶木 又三君 戸塚 進也君
辞任 土屋 義彦君 補欠選任 増岡 康治君
十二月二日 衛藤征士郎君 補欠選任 中西 一郎君
大坪健一郎君 上田 稔君
藤井 裕久君 中山 太郎君
十二月三日 辞任 補欠選任 衛藤征士郎君
中西 一郎君 藤井 裕久君
十二月四日 中山 太郎君 補欠選任 黒柳 明君
辞任 矢追 秀彦君 補欠選任 桑名 義治君
十二月九日 黒柳 明君 補欠選任 小谷 守君
十二月十日 小谷 守君 竹田 四郎君
辞任 磯山 篤君 小野 明君
十二月十一日 小野 明君 補欠選任 磯山 篤君
十二月二十一日 辞任 近藤 忠孝君 補欠選任 小笠原貞子君

出席者は左のとおり。
委員長 戸塚 進也君
理事 大河原太一郎君
中村 太郎君
増岡 康治君
磯山 篤君
塩出 啓典君
岩動 道行君
衛藤征士郎君
河本嘉久蔵君
塚田十一郎君
藤井 孝男君
藤井 裕久君
鈴木 和美君
竹田 四郎君
桑名 義治君
小笠原貞子君
柄谷 道一君
竹下 登君
大蔵 大臣
大蔵 政務次官 塚原 俊平君
大蔵 政務次官 遠藤 政夫君
事務局側 常任委員会専門員 伊藤 保君
本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○調査承認要求に関する件
○派遣委員の報告に関する件
○委員長(戸塚進也君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

一言ごあいさつを申し上げます。
私、このたび当委員会の委員長に選任されました。何分ふなれでございませうが、委員各位の御協力を賜りまして、当委員会の公正円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)
この際、河本前委員長から発言を求められておりますので、これを許します。河本君。
○河本嘉久蔵君 一言お礼を申し上げます。
一年有余にわたりまして、委員各位の御指導、御協力によりまして、大過なく委員長の職責を果たすことができました。ここに厚く御礼を申し上げます。幸い、委員としてこれからも残ることになりましたので、よろしくお願い申し上げます。(拍手)
○委員長(戸塚進也君) 委員の異動について御報告いたします。
本日、近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君が選任されました。
○委員長(戸塚進也君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が三名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(戸塚進也君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に大河原太一郎君、増岡康治君、磯山篤君を指名いたします。
○委員長(戸塚進也君) 次に、調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、租税及び金融等に関する調査を行うこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（戸塚進也君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（戸塚進也君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（戸塚進也君） この際、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○国務大臣（竹下登君） 今般はからずも大蔵大臣を拝命いたしました。

大蔵大臣の職は昭和五十五年七月以来二度目でございますが、その責任の重大なることを改めて痛感いたしております。今後、財政金融政策の運営に誤りなきよう全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

今回提出いたしております昭和五十七年度補正予算におきましては、世界経済停滞の影響等による経済情勢の変化に伴い、租税及び印紙収入の減収が避けられない見通しとなりましたので、約六兆一千億円を減額いたしました。このため、従来にも増して既定経費の節減、税外収入の確保等を行ったところであります。さらに、異例の措置といたしまして、国家公務員の給与改定を見送るほか、国債費の定率繰り入れを停止することとしております。この歳入不足額は約三兆四千億円となり、災害の早期復旧に要する経費につきましても、建設公債の発行によることとしております。なお、追加発行される公債につきましても、その

円滑な消化に鋭意配慮してまいりたいと考えております。

一方、歳出につきましては、本年の災害に対する復旧事業費の追加、その他やむを得ない歳出の追加等の措置を講ずるとともに、既定経費の節減、地方交付税の減額等を行うこととしております。

政府といたしましては、これまで財政再建のため、歳入歳出両面にわたりできる限りの努力を盡してまいりましたが、さきに述べましたように、税収の伸びも急激に鈍化し、財政は未曾有の困難に直面しております。昭和五十九年度に特例公債依存体質から脱却することはきわめてむずかしいことと言わなければなりません。

しかしながら、今後とも困難に憶することなく、財政再建のためにできる限りの措置を進めていく所存であります。

すなわち、昭和五十八年度予算におきましても、すでに概算要求の段階で画期的なマイナスイリテラを採用し、要求額を大きく抑制してまいりました。予算編成に当たりましたも、一般歳出を前年度同額にまで圧縮する方針で努力してまいり考えております。また、歳入構造の合理化・適正化にも努めてまいり所存であります。

わが国経済は、諸外国と比べれば良好な実績を示しております。しかしながら、輸出の減少の影響もあり、生産・出荷には伸び悩みが見られます。このような情勢にかんがみ、先般、政府は、事業規模総額二兆円強の公共投資等の追加などを内容とする総合経済対策を決定いたしました。この対策の着実な実施により、わが国経済は内需を中心とした自律的回復への道を歩んでいくものと期待しております。

金融面では、今後とも引き続き適切かつ機動的な金融政策の運営に努めてまいりことは申すまでもありません。

対外経済関係につきましても、自由貿易体制を堅持していくため、さきに決定した市場開放対策の着実な実施を図る等引き続き努力をしてまいり

たいと考えております。

また、これまでの行き過ぎたドル高・円安は次第に是正され、円高方向に改善されつつありますが、今後とも関係諸国とも密接な連絡を保ちつつ、円相場の一層の安定に努めてまいりたいと考えております。

本国会に提出いたしました大蔵省関係の法律案は、昭和五十七年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律案一件であります。その内容につきましても、すでに本会議で趣旨の説明を行ったこととございますが、何とぞよろしく御審議のほどお願いする次第であります。

今後とも大蔵委員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。私のごあいさつを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○委員長（戸塚進也君） 次に、大蔵政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。遠藤大蔵政務次官。

○政府委員（遠藤政夫君） このたびはからずも大蔵政務次官を拝命いたしました。現下の困難な時局に際しまして、自重自戒し、職責の遂行に遺憾なきを期してまいり決意でございます。委員各位の御指導のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○委員長（戸塚進也君） 塚原大蔵政務次官。

○政府委員（塚原俊平君） 今般はからずも大蔵政務次官を拝命いたしました。職責の重大さをひしひしと痛感いたしております。微力ながら全力を傾けて職務の遂行に当たる所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。（拍手）

○委員長（戸塚進也君） 次に、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。

先般、当委員会が行いました租税及び金融等に関する実情調査のための委員派遣につきまして、各班からそれぞれ報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（戸塚進也君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

〔参照〕

大蔵委員会派遣委員報告（第一班）

委員長 河本嘉久蔵
理事 磯山 篤
理事 塩出 啓典
委員 鈴木 省吾

第一班は、昭和五十七年八月二十四日より二十六日までの三日間、北海道特に釧路、根室を中心とする道東地区の財政及び金融の実情等を調査し、また同地区の基幹産業である酪農振興（大規模草地開発事業、新酪農村建設事業）の現情等について視察を行った。

なお今回の派遣に際し、委員丸谷金保君の現地参加を得た。

以下、調査結果の概要を報告する。

一 釧路財務部の管内概況

（一）産業経済一般概況

道東地区に所在する官署に共通する特色は、その所轄区域が広大にわたることである。釧路財務部は、道内の一四支庁のうち二支庁（釧路、根室）を管轄しており、その区域は、北方領土（四、八九四平方キロ）を含めれば一四、四五八平方キロとなり、北海道全域の一七・三％、全国土の三・八％を占める。実に東京都、神奈川県、千葉県及び福岡県の一部三県を併合した面積（ちなみに北方四島の面積は広島県に相当する）に匹敵する。

その反面、管内人口は四〇万六千人（五十五年国調）で、全道人口の七・三％に過ぎず、北

方領土を含む人口密度は一平方軒当たり僅か二八人（全道六七人、全国三一〇人）という状況である。またこれら人口はその五三％が釧路市に集中しており、道東地区内においても郡部の過疎化現象が顕著である。

管内産業の特色は、広大な根釧原野を擁するともに、石炭、森林、工業用水、漁業資源に恵まれていることから、これら諸資源を活用する酪農、石炭、紙パルプ、水産業という資源立地型産業が中心であることである。

産業構造を産業別就業人口でみると、第一次産業が一七・五％（全道一三・六％、全国一・〇％）、第二次産業が一五・三％（全道二五・四％、全国三三・六％）、第三次産業が五七・二％（全道六一・〇％、全国五五・四％）という構成比になっており、第一次産業のウェイトが高い。

産業部門別に、まず農業についてみると、夏期は冷涼と海霧、冬期は土壌凍結という気象条件、火山灰や泥炭地が多いという土性的条件が米作や畑作に不適のため、酪農が主体である。酪農振興対策は、広大な未利用地の開発も含め、三十年以降積極的に推進され、特に第三期北海道総合開発計画にも沿って飛躍的な伸展をみせ、現在、大規模草地開発事業、新酪農村建設事業によって大規模酪農専業地帯が形成されつつある。管内の乳牛の飼育頭数は現在約二五万頭、酪農経営農家が五千戸、一戸当り平均五〇頭が飼育されており、乳量生産は六八万三千トン（全道の三〇％、全国の一〇％）にも達している。

水産業は、釧路港が連年、水揚日本一を誇っていることに象徴されるように、管内は、北洋、太平洋北方海域等の屈指の漁場を擁し、沿岸漁業も合せて全国で多数の水産物供給基地を形成している。水産加工業は、さけ、ます、いわし、さんま等を主原料とする冷凍、塩蔵、缶詰、ねり製品、飼肥料等があるが、付加価値の低い低次加工品が多い。

鉄工業のうち、石炭は北海道唯一の海底炭鉱（太平洋炭鉱）があり、出炭量は年間二五〇万トン（全国の一〇％強）を維持し、約八〇％が電力用、一般産業用、暖房用にそれぞれ一〇％宛供給されている。工業製品のうちの紙パルプ（本州製紙、十条製紙）は、全道生産量の三四・三％、全国生産量の七％を産出し、また水産加工を主体とする食料品製造業等を含めた工業出荷額は約六、一〇〇億円と全道の二二％を占めている。

最近の経済動向をみると、水産業は、北洋の春鮭鱈漁が比較的順調に終了し、また最近ではいわし漁も好調であり、関連して加工業も順調な操業を維持している。また出炭も計画どおり順調である。建設関係の公共事業は、前倒し発注で小康状態にはあるものの、秋以降の後半と不安が抱かれてはいる。消費面で、天候の回復とともに季節商品の売行きに動きが感じられるが、余り芳しいとはいえないようである。以上、景況全般を総合すると、景況は僅かに底離れの感があるものの、そのテンポは極めて緩やかな状況にある。

金融情勢
釧路財務部管内の金融機関の店舗数は、六三三店舗であり、全道の七％に当たる。預金量は約五、〇〇〇億円、貸出金は約三、六〇〇億円であり、店舗数に比して金融業務のシニヤールは低く、預貸率も低い。また最近の伸び率も緩慢である。

国有財産の現況
釧路財務部が所管する一般会計所属の普通財産である土地は、二億三千百万ヘーベであり、全道の五億七千万ヘーベの四〇・二％、全国の一億八千万ヘーベの二六・二％を占める。この実情は、全国の財務局、財務部のなかで群を抜いて突出している。しかしながら財産価値そのものは、地理的条件、気象的条件あるいは湿原や自然公園指定等の制約もあって極めて低く、台帳価格でみれば僅か一八億円であ

り、全道三八億円の五・八％、全国二兆二、四五六億円の〇・一％を占めるに過ぎない状況である。

地方財政の状況
釧路財務部管内の地方自治体は、二市二町一村であるが、経済基盤が第一次産業中心というところもあり、財政力は極めて弱い。また過疎地域、低開発地域、産炭地域、山村地域、辺地域域等の国の地域開発指定を受けている団体が多数。またこれら団体に対する資金運用部資金の融通残高は、本年七月末現在で、長期資金が約二、〇〇〇件で七六〇億円、短期資金は約二〇件で三〇億円に達している。

二 税務行政の概況
釧路税務署、根室税務署ともに、その管轄区域は広大であり、釧路署の管内は一市八町一村であるが、六〇〇三平方軒と山口県一県分に相当し、全国五〇九税務署中の第二位（ちなみに第一位は帯広税務署）である。根室署管内は一市四町であるが、三、四五九平方軒と鳥取県一県の面積に匹敵し、全国の税務署中の第一〇位である。

両署管内の主要産業については、既に概記したところであるが、あえて特色づければ、釧路署管内の主要産業は、水産、紙パルプ、石炭、酪農であり、根室署管内は、水産と酪農である。特に釧路港の五十六年度の水産物水揚量は七九万六千トン（うちいわし五三％、すけとうたら三三％）で、前述のように全国の首位を占め、水揚金額は七四六億四千五百円で全国の第三位にランクされている。また根室市は、日本の最東端に位置し、函館とともに北海道では最も早く拓けた港町である。また釧路署管内には、阿寒国立公園等があり、根室署管内には、秘境として著名な知床国立公園等があり、観光資源はともに豊富である。

五十六年度の租税収納状況（本年五月末現在）をみると、収納済額で、釧路署が四八億九千七百萬元（全道二九署中の第六位）、根室署が一〇二億五千五百萬元（同第一九位）である。

税目別構成比をみると、釧路署においては、源泉所得稅三七・五％、揮発油稅及び地方道路稅二・八・五％、法人稅一五・七％、申告所得稅一二・三％、その他六・〇％となっており、根室署においては、源泉所得稅五九・八％、法人稅二〇・二％、申告所得稅一七・八％、その他二・二％となっている。根室署では揮発油稅及び地方道路稅の収入が皆無であるが、これは管内に未納稅の時蔵施設が存在しないためである。

稅收の伸びの状況を對五十五年度でみると、釧路署が三・八％、根室署が一・〇％と、いずれも低率であり、特に法人稅は、釧路署がマイナス八・二％、根室署がマイナス三・一％と前年度実績を割り込み、また釧路署においては申告所得稅も〇・四％の減収となっている。これらの理由としては、二年連続の不作や乳價の据置きによる農業不況、企業の雇用手控えや消費の減退等による景氣の低迷が、稅收面に如実に反映した結果と受けとめられる。

本年度にはいつてからも、紙パルプの不振、乳價の低迷、住宅関連産業の落ち込み等が続いており、その反面において農作物の豊作期待から消費面に若干の明るさはみられるが、稅收の伸びにはさほどの期待はもてない状況にある。

三 税関行政の概況
(一) 業務の概況
函館税関釧路支署の管轄区域は、三支庁（釧路、網走、十勝）にまたがる二万七、五二二平方軒であり、函館税関管内の二三・九％、四国四県に広島県を併合した面積に相当し、支署の管轄区域としては全国にその例をみない広さである。根室支署は、最東端の根室市のほか三郡（野付、標津、目梨）が管轄区域である。

釧路支署は、管内に三開港（釧路、網走、紋別）をもち、監視、審査の二統制官制度をとおり、職員は支署長以下一六名が配置されているが、根室支署は支署長一名のみの配置である。五十六年度の輸出入状況は、釧路支署管内が、輸出一六九億九千九百萬元、輸入六二億七千三百萬元（輸出入取扱高は函館税関管内で第

四位、全国の支署中の第六四位であるが、根室支署管内は輸出四億五千三百万円、輸入一二億三千五百万円である。

輸出について、両支署管内の主要商品別構成をみると、釧路支署管内が、合板（構成比三九・一％）、クラフトライナー・新聞・印刷用紙の紙類（同一五・六％）、フィッシュミール（同一二・五％）が主力で七五・九％を占め、根室支署管内はフィッシュミールが一〇・〇％を占める。主な仕向国は、合板がアメリカ、カナダ、紙類が中国、台湾、インドネシア、香港、フィッシュミールが中国、台湾となっている。輸入の主要品目別構成をみると、釧路支署管内では、ウッドチップ（構成比二八・四％）、魚介類（同一八・二％）のみで五六・六％を占め、次いでとうもろこし、ふすま、こうりゃんの配合飼料用原料（同一二・五％）等となっている。根室支署管内では、冷凍魚類（構成比六三・〇％）、A重油（同一三七・七％）である。主な仕向国は、ウッドチップがアメリカ、カナダ、パプア・ニューギニア、魚介類がアメリカ、ソ連、カナダ、飼料用原料はアメリカ、カナダ、インドネシア、オーストラリア等となっている。

五十六年度の租税収入は、釧路支署が一五億二千四百万円（関税一四億四千九百万円、内国消費税四千四百万円、とん税及び特別とん税六千四百万円）、根室支署が三、九〇七万三千円（関税三、八七八万三千円、内国消費税一八万四千円、とん税及び特別とん税九千円）である。なお釧路支署管内の関税の課税物品は、魚介類、農業機械、ワイン、電気ヒーター、ボートフレック、単板等であり、内国消費税は、毛皮製品や電気ヒーターに対する物品税、洋酒に対する酒税等である。

釧路支署管内の関税法違反の検挙・処分状況は五十六年度の実績でみると、検挙件数三二件、うち通告処分二四件である。わいせつ物品や酒、たばこの密輸入が大半であり、覚えいり刑そのものの密輸入は一件もない。ただし特異な事例として、覚えいり刑を含有する鼻薬ヴィック

スインヘイラー五件の摘発があった。同伴については本人らが知らずに使用していたことから、犯則不成立の処理がなされている。

(一) 根室支署の特殊業務

根室支署は、北海道の最東端を管轄し、関税法上外国とみなされている北方領土に隣接するという特異な環境下にあることから、特殊業務に対処している。

管内の八漁業協同組合の組合員二千六百人、漁船六千隻のほとんどは、日ソ間の漁業協定に基づき、所要の許可を受けて、ソ連二〇〇海里内水域の北方四島、千島列島周辺で操業している。したがってソ連官憲から協定に基づいた区域内操業の有無、魚種、魚獲、操業日誌の記載等、違反事項の有無について、臨検、立入検査を受けるため、帰港時には必要に応じて入港尋問、税関手続きの指導が行われている。

漁船に対するソ連官憲の臨検は、五十二年三月のソ連の二〇〇海里水域施行後に急増し、これに伴って制限海域内操業違反あるいは領海侵犯容疑として、ソ連監視船に逮捕、連行抑留され、一部のものは裁判の結果、実刑に服するという事態が続いており、現在も二六名が抑留されている。また操業違反として罰金を課せられる事例も多く、罰金の交渉や日ソ間の協定解釈相違の協議については、海上の道庁の指導船またはソ連警備艇のうえで、必要の都度双方の担当官が接触して行われており、その場合には道庁の指導船に対しても税関手続きの指導がなされている。そのほか冬期間の荒天、または急病発生のため、北方四島あるいはソ連領海域に緊急入域する漁船等についても同様の指導が行われている。

国内情報あるいは物品等をソ連官憲に提供し、ソ連領海内操業を目的とするいわゆるレボ船についても、入港検査のほか、取締り関係機関とともに、情報の収集、交換が行われている。三十八年から民間協定によって操業が続けら

れていた貝殻島こんぶ漁は、五十二年に島名の呼称、許可書方式等の問題が生じて中断されていたが、五十六年に至り四年ぶりに再開され、本年も操業期間である六月から九月にかけて状況を呈した。このこんぶ漁によって採捕されたこんぶは、一括輸入申告されたうえ関税定率法等で関税を免税とする手続きが必要であり、根室支署の業務のひとつとなっている。

これらの税関業務は、その対象が漁民であり、北方領土にかかると特異な事情も踏まえて、住民感情等にも配慮しながら、慎重な処理が図られている。

(二) 釧路支署管内の動向

五十二年の二〇〇海里経済水域の設定以来、我が国の魚介類の輸入は増加傾向にあるが、水産都市ともいわれる釧路港においてもその傾向は強い。輸入される主要品目は、にしん、鮭、数の子、筋子、たらこ、かに等であり、五十六年度では、にしんの輸入量は一万三千トン（全国五万トンの二五％）、鮭は一万四千トン（全国七万トンの二〇％）にも及び、魚介類の積来船は五四隻（全国三五七隻の一五％）であり、今後の税関業務量の増加が予想されている。

また道東地区において大型酪農畜産業の基盤づくりの進行に伴って、釧路港は飼料原料の輸入港としての色彩を強めつつある。釧路市は、西港及びその後背地を飼料穀物供給基地とする計画を策定しており、既に全酪連、全農地元関係者を中心にサイロ建設等も進行中である。このような実情から、釧路港の六十年代の輸入飼料等の取扱高は五〇万乃至一〇〇万トンと予想され、釧路税関支署においてもその対応が必要とされている。

四 大型酪農振興事業等の概要

道東地区の基幹産業である酪農については、その先駆的な事業として、現在北海道開発局の国営草地開発、農用地開発公社の新酪農村建設のプロジェクトが推進されている。派遣委員一行は、国営草地開発事業について阿寒地区（下仁々志団地）

と標茶地区を、また新酪農村建設事業について別海町の北出牧場の視察を行った。

国営草地開発事業は、大規模な草地造成事業で、地域内農家の育成牛の公共預託牧場として運営されるもので、四〇〇ヘクタール以上の造成面積のある地区について、草地造成、道路、給水施設等の基本施設工事を実施し、畜舎等の附帯施設については、国の補助事業として整備を図ろうとするものである。

阿寒地区の草地開発事業は、四十九年に全計着工、完成予定は五十九年とされている。受益面積は三団地（共和、中仁々志、下仁々志）五八〇ヘクタール、利用戸数は二〇九戸、乳用牛一、二七五頭（夏期）、冬期舎飼三〇〇頭、肉用牛三九〇頭（夏期）、管理主体は阿寒町となっている。事業規模は、草地造成、道路、暗渠排水、雑用水等の基本施設事業費二億五千七百万円、看視舎、隔障物、飼料貯蔵施設、管理用機械等の附帯施設事業費八億六千二百万円、計三〇億九千九百万円で、現在の進捗率は八三％となっている。

標茶地区の草地開発事業は、五十四年に全計着工、完成は六十二年と予定されている。受益面積は二団地（上オンベツ、新久著呂）六一五ヘクタール、利用戸数は七四戸、乳用牛一、〇六五頭（夏期）、肉用牛五八〇頭（夏期）、管理主体は上オンベツ団地が標茶町、新久著呂団地が標茶農協となっている。事業規模は、基本施設事業費三億三千四百万円、附帯施設事業費三億四千五百万円、計二億六千九百万円で、進捗率は一七％という状況である。

根室地区における新酪農村建設事業は、根室市、別海町、中標別町にまたがる広大な未利用地や低位利用地の開発を中心として、農用地の造成、用排水施設・道路・農業施設の整備、農業用機械の導入及び農地の集団化を図り、一部転入植を伴う既存経営の規模拡大と合理化を促進して、大型で高効率の畜産経営群を創出するという目的のもとに、四十八年度から着工され、完了予定は五十八年度とされているプロジェクトである。計

画による受益面積は六九、五八二ヘクタール、農家戸数は一、六四八戸、家畜頭数は乳用牛八八、〇〇〇頭、肉用牛二六、三〇〇頭、計一一四、三〇〇頭となっている。

これらのプロジェクトは、国の総合開発計画のなかであつて道東地区が食糧供給基地として位置づけられたことが土台をなしており、また第三期北海道開発計画においてもいわゆる目玉商品とされている。進行中のプロジェクトであるが、乳価低迷のもとにおける経営農家の収支改善、地方自治体財政への圧迫等については、相当の配慮が望まれるところである。

以上のほか、根室市納沙布岬の北方資料館、釧路湿原、釧路丹頂鶴公園、日魯漁業株式会社釧路工場の視察を行った。

大蔵委員会派遣委員報告(第二班)

理事 衛藤征士郎
理事 藤井 裕久
委員 小谷 守
委員 鈴木 和美
委員 矢追 秀彦
委員 近藤 忠孝

第二班は、昭和五十七年九月二十八日より三十日までの三日間にわたり、四国地区における租税及び金融等に関する実情を調査した。

なお、理事堀出啓典君の現地参加を得た。

以下、その概要を報告する。

一 一般経済概況

四国財務局管内四県(香川、愛媛、徳島、高知)の総人口は、昭和三十年頃をピークに減少を続けていたが、四十五年頃から増加に転じ、五十六年には四一八万人(全国比三・五%)となった。しかしながら、人口に占める六十五歳以上の割合は一二・一%(五十五年)と全国平均の九・一%に比べ高く、高齢化が進んでいる。

総面積は、一八、八〇三平方キロメートルで全国の一・〇%を占めているが、山地が多く、可住地面積の割合は二六・〇%と全国平均(三二・七%)を下回っている。

産業構造についてみると、四国地区経済が三%経済といわれるように、純生産額(五十四年)は全国の三・一%であり、第一次産業の割合が八・八%(全国平均四・二%)と高く、その分第二次産業の割合が三四・七%(全国平均三八・五%)と低い。特に、加工組立型工業が二割に満たないのに対して、素材型工業が六割を占めるという極めて偏った工業構造となっており、このような景気の影響を受けやすい体質や中核となる企業が存在しないことなどが、第一次オイルショック以後の四国地区経済の腰の重さ、停滞ぎみの主要な原因の一つとなっている。また、工業出荷額の七七%を香川、愛媛両県で占めるなど、四国四県の中の跛行性もみられる。

四国地区の分配所得平均(五十四年度)は一三六万円で、全国平均(一六〇万六千円)の八四・七%となっており、高度成長期に縮小した格差は、第一次オイルショックを契機として、北海道地区とともに最近では再び拡大傾向にある。

近代工業の立地は、瀬戸内地区に集中しており、坂出市番の州、丸亀・宇多津地区に大型造船、非鉄、化学等の大工場、新居浜、伊予三島、川之江地区に化学、紙・パルプ工場、松山地区に合成繊維工場がある。地場産業には、木工製品、タオル、縫製品、家庭用薄葉紙等がある。

今後、四国地区経済を全国水準に引き上げ、着実な発展を望むべく、本四連絡橋整備による離島性の解消、四国縦貫・横断自動車道の建設整備、新高松空港ほか三空港の整備等、交通網の充実により産業基盤の整備を図ることが重要な課題となっている。

二 最近における管内経済動向

個人消費は回復の動きがみられるものの、天候不順の影響もあり、商品の売行きは伸び悩んでいる。企業の生産活動は、業種により区々の動きを示しているが、総じてみれば停滞気味である。しかしながら、企業収益は五十七年度上期横ばい、同下期増益見通しとなっており堅調である。設備

投資は更新、省力、合理化が中心であるが、窯業土石の投資一段落及び企業の投資マインドの慎重さから、減少すると思込まれている。雇用面でも依然厳しい状況が続いているなど、景況は総じて停滞基調で推移している。

まず企業の生産活動についてみると、VTR等の機械関連業種では、輸出環境が悪化している中で高水準の生産を維持しているものの、素材関連業種では、化学、パルプ・紙、繊維などの需要の停滞や輸出の不振から依然減産となっており、一部地場産業でもなお減産を余儀なくされている。企業収益については、五十七年度上期は過半の業種で増益となるものの、電気機械が増益幅を大幅に縮小し、造船も減益に転じることから、横ばいとなっているが、五十七年度下期は、引き続き過半の業種で増益となるほか、輸出の増加などで農業機械、電気機械も増益幅を拡げることから、増益となる見通しである。

投資動向についてみると、設備投資は百貨店等が前年度を大幅に上回るものの、窯業土石、繊維、パルプ・紙、電気機械などでは前年度を下回っている。投資目的については、維持更新投資の割合が最も高く、ほぼ全業種でみられ、次いで省力合理化投資の順となっており、能力拡大投資は一般機械、造船、金属製品などが中心となっているが、市況素材関連業種ではほとんどみられず、減少傾向をみせている。公共投資については、公団・事業団、県、市町村などの大型工事の発注が相次いだこともあって、四・七月の発注額累計の伸び率は全国平均を大幅に上回っている。

物価は、卸売物価、消費者物価ともに落ちついた動きとなっているが、個人消費については、家具などの家庭用品には伸びがみられ、また、乗用車の販売台数も五月以降前年水準を上回っているものの、夏物衣料やクーラー、冷蔵庫などの季節商品が七月に入ってから天候不順から売上不振となり、全体として商品の売行きは伸び悩んでいる。

雇用面については、新規求人数は、繊維、建設、卸・小売などで増加しているものの、輸送機械、電気機械、木材・木製品などは減少から横ばいとなっている。しかしながら、新規求職者が増加していることから、新規求人倍率、有効求人倍率ともに前年を下回る水準となっている。雇用保険受給者も引き続き高い伸びを示している。

卸・小売などで増加しているものの、輸送機械、電気機械、木材・木製品などは減少から横ばいとなっている。しかしながら、新規求職者が増加していることから、新規求人倍率、有効求人倍率ともに前年を下回る水準となっている。雇用保険受給者も引き続き高い伸びを示している。

三 金融概況

四国財務局管内所在の主要金融機関の店舗数(五十七年五月末)は、銀行四二二、相互銀行二八八、信用金庫一八六、合計八八八で、預金残高は、六兆七、三九九億円、全国に占める割合は二・八%となっている。なお、管内に本店を有する金融機関は、地方銀行四行、相互銀行五行、信用金庫一四金庫で、預金残高は七兆二、七二五億円、全国に占める割合は三・〇%となっている。

管内の特色としては、相互銀行のシェアが預金、貸出金とも全国平均を上回っている一方、信用金庫は非常に小規模なものが多くことがあげられる。また、管内の登録済の貸金業者は八、六九二である。

資金需要動向についてみると、企業の資金需要は全般的に低調になっている。運転資金では前向き資金需要は殆んどみられず、リース業などの一部中小企業に動きがみられる程度となっており、滞貨、減産、赤字補填などの後向き資金需要も、製紙、木材・木製品、建設、卸・小売などで若干あるものの、大きな動きはみられない。また、設備資金では、船舶建造、病院建築などに資金需要がみられるものの小幅の伸びにとどまっている。

個人の資金需要は、住宅建設の水準低下を反映して住宅ローンの伸びが鈍く、消費者ローンも減少傾向が続いている。

貸出約定平均金利は引き続き低下しているが、追従率は前回(五十年四月)引き下げ時に比べると低いものとなっている。

預金は、法人などの預金が増加することから、流動性預金は伸び悩んでいるが、定期性預金は個人預金の増加を中心にますますの伸びとなっている。

る。マネーサプライの伸びは、七・八％台であり、また、預金残高の内訳では、郵便貯金の伸びが大きい一方、民間金融機関が落ち込みをみせている。

なお、企業倒産は、企業努力等により全般に落ちついた動きとなっている。

最近における企業の金融に対する態度の主な特徴としては、借り入れに依存せず手元流動性の圧縮を図ること、貸出金利に対する厳しい要求、企業の金融取上プラスになる場合にのみ資金需要が発生するなどがあげられる。また、個人預金者においては、金利選好意識が強くなり金利自由化商品への資金移動がみられており、今後金融機関の課題として、良好な金融サービスの提供、顧客の総合管理等が重要となっている。

四 税務行政

四国地区は高松国税局の管轄に属し、管内の税務署は二六署である。総定員数は一、六三四名（五十七年七月十二日現在）で、四十六年の定員と比べ一〇・〇％の増となった。これに對して、納税者数等は、申告所得税納税人員が一〇年間平均一・四倍、法人数が約一・五倍になっている。五十六年度の徴収決定額額は五、六六八億円で、四十六年度の一、三三五億円の約四・二倍となっており、対前年度比では四五・〇％（八・六％）の増加となっている。内訳は、直接税が四、八七二億（八六・〇％）、間接税七九六億（一四・〇％）で、直接税の比率が大幅に高くなっている。

申告所得税の状況についてみると、五十六年分の確定申告状況は、納税人員で一八万人、所得金額で六、五〇〇億円、申告納税額で七〇〇億円となり、これを前年と比較すると、納税人員で四％、所得金額で五％上回ったものの、申告納税額は概ね前年並みとなった。

次に、法人税の状況をみると、五十六事務年度末（五十六年六月三十日）現在の税務署所管の法人数は、五万七、九二二件で前事務年度末（五十五年六月三十日）の五万六、九三七件に比べ九七

五件（一・〇％）増加している。五十六事務年度（五十六年七月から五十七年六月まで）の法人税の申告納税額は七四九億円で、前事務年度（七五九億）に比べ一〇億（一・三％）減少している。また、調査等による増加税額は六四億、合計課税額は八一四億であり、前事務年度（八一八億）に比べ四億（一・二％）減少している。

源泉所得税の状況は、五十六事務年度の給与所得の源泉徴収義務者数が、八万六、六四九件で、これを前事務年度に比べると一、四六二件（一・七％）増加している。また、税額は二、一〇九億円で二一六億（一・一％）増加している。

次に間接税関係を見てみると、高松国税局管内の酒類製造場は一〇〇場、そのうち清酒製造場は一七四場あり、全体の九一・六％を占めている。大部分の清酒製造者は小規模業者であり、そのうち六割の製造者が主として大手業者に未納税移出しており、その契約数量は、清酒製成品数量の四一・〇％（二万五千五百三キログラム）に及んでいる。また、酒類の課税額は、八九億六、〇〇七万円と前年度に比べて一四億一、〇九〇万円（一八・七％）増加し、このうち清酒の課税額は八一億六、三五九万円、前年度に比べて二億八、九五〇万円（二・五％）増加している。

一方、徴収関係では、国税収納割合は九四・七％（前年度九四・八％）で概ね前年並みであるのに対して、五十六年度における要整理滞納額は二、三三〇億と前年度に比べ四・六％増加しており、また、不況の影響等により滞納の現在額（総滞納額）も前年度より二・九％の増となっている。

高松国税不服審判所における審査請求事件の発生件数（五十六年度）は四八件で、前年度からの繰越分を含めた要処理件数は六九件、うち申告所得税が四四件で六三・八％、法人税が八件で一八・二％を占めている。当該審判所の過去二二年間の審査請求発生状況は、総件数は七六三件で、うち申告所得税が四二九件（五六・二％）、法人税が二四六件（三二・二％）となっており、新規発

生件数は一年当り六四件（全国平均二〇〇件）である。

また、五十六年度の処理状況についてみると、要処理件数六九件のうち、処理件数は四六件（六六・七％）で、未済件数は二三件（三三・三％）と、毎年発生に見合った処理がなされていることになる。

五 税関行政

神戸税関の管轄下にある四国地区四県には、坂出、新居浜、今治、松山、高知、小松島の六ヶ所に支署が置かれているほか、七つの出張所と二つの監視署がある。

まず四国地区の輸出入貿易額についてみると、五十六年の輸出額は四、九七一億円（全国比一・五％）と対前年比で四六・九％の伸びとなっているのに対し、輸入額は七、五四〇億円（全国比二・一四％）で前年に比べ三・六％の減少と、わが国の貿易動向とは逆に入超状況にある。

これを品目別でみた場合、輸出では、船舶（五一・七％）、機械・電気機器（二一・九％）が全体の七三・強を占めている。県別にみると、愛媛が四九・三％で、機械・電気機器、船舶を中心に輸出しているほか、香川が三九・〇％で、船舶、ヨークス等を輸出している。また、金額的には少ないが、高知の銅鉄、香川の手袋が輸出産業となっている。輸入では、原油（四一・五％）が大宗を占め、そのあと石炭（二二・二％）、木材（九・三％）、銅鉄（六・七％）、石油製品（四・八％）、ウッドチップ（四・三％）、穀類（三・七％）等が続いている。これを県別にみると、やはり香川が四五・五％、愛媛が四七・四％と大部分が二県によるものである。

四国地区各港別にみた輸出入額は、輸出では、四国地区全体の四、九七一億円のうち、坂出港が一、二五〇億円で、主要品目は船舶類、ヨークス、繊維となっている。また、新居浜港も一、二〇億と同規模で、電気機器、プラント類を輸出している。輸入においては、七、五四〇億円のうち、坂出港が三、一一九億、今治港が一、五

四三億、新居浜港が一、〇二億となっていた。

また、五十六年の四国地区の外国貿易船入港隻数は、三、〇〇四隻で、うち坂出港が四八二隻、小松島港が三八隻、松山港が三〇五隻などとなっている。これは、全国比で三・二％で、管内比で一・一五％になり、趨勢としては横ばいである。

なお、四国地区で最近特に問題となっているのが密輸入の摘発件数の増加である。社会悪事犯の悪質化、地方港への拡散に伴い、高松でも覚せい剤の密輸入が摘発されており、水島、宇野ともに瀬戸内のパトロール基地となっている。覚せい剤の場合、船上取引が多くなっている。摘発が困難であるのが現状である。

六 専売事業

日本専売公社四国支社管内（香川、愛媛）のたばこ販売市場は、支所二、出張所二、葉たばこ生産事務所四、営業所五、葉たばこ取扱所二四、塩取扱所一を通じて、販売業務を行っている。

五十六年度のたばこ販売額は、数量で六二億四、七〇〇万本（対前年度比二一・一％）、総定価額五二億七、四〇〇万円（対前年度比一〇・四・八％）、一本当価八・四九三銭（対前年度比一〇・三・五％）と、ほぼ横ばいとなっており、この傾向は最近四年間は変化がない。また、販売数量は全国比で二一・〇％である。銘柄別にみると、マイルドセブンが二億八、七五五万本と圧倒的に多く、ミニスター、わかばが全国平均の二倍の販売実績をあげているほか、ピースの根強い愛好者が存在することが特色である。

五十六年度のたばこ消費税納付額は、一四四億九、一〇〇万円（香川五九億六、一〇〇万円、愛媛八五億三、〇〇〇万円）で、対前年度比で一四％の増加となっている。

葉たばこ生産関係では、この地区は品質が良好でプライト・イエロー種の産地であるが、たばこ消費の停滞による在庫過剰傾向のため、近年耕作面積の調整を行っている。五十六年度の許可耕作

面積は三、〇一ヘクタールと対前年度比で四・四％の減となっている。収量では四％増、一戸当りの収量は二五〇万円であった。

塩事業では、五十六年度塩生産実績が一四万七、九〇〇トン(全国比二五％)と対前年度比で九％減、塩売実績は、五十六年度で二万八、八七三トン(対前年度比九五％)、売渡代金が一〇億七、八九〇万円(対前年度比一二七％)となっている。また、塩売渡数量の七〇％が業務用、三〇％が家庭用として販売されている。

以上のほか、香川県では次の三ヶ所を視察した。まず四国地区経済に大きな意味をもつ本州四国連絡橋の一つであり、現在三三％程度の推移状況にある児島・坂出ルートを全ルート通して視察した。次に、日本専売公社高松工場において主力であるマイルドセブン、チェリーの生産過程を、そして、仁尾町では、わが国におけるエネルギーの長期安定供給に資するための太陽熱発電パイロットプラントと二年八月という長期にわたり開催されている太陽博覧会とを視察した。また、愛媛県では、日米貿易摩擦が問題となっている折、輸出中心に市場開拓している井関農機株式会社と、わが国にとって緊要の課題となっている農産物輸入自由化問題を抱える愛媛県青果農協同組合とをそれぞれ工場視察し、当面する諸問題について懇談した。加えて、松山では、愛媛県内の各金融機関から、最近の県内金融情勢とそれを取り巻く経済環境について意見を聴取した。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(第一八〇号)(第二二〇号)(第二二六号)(第三三六号)(第三七〇号)(第三八〇号)
- 一、たばこ及び塩専売制度の存続に関する請願(第四六号)
- 一、みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(第五九号)(第六〇号)(第六九号)(第七五号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)

一、一兆円所得減税に関する請願(第一〇四号)

一、みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(第一二八号)(第二二九号)(第三〇号)(第三二二号)(第三三三号)

第一八〇号 昭和五十七年十一月二十六日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(二通)

請願者 横浜市南区宿町三ノ四四ノ六横濱南青色申告会内 滝沢誠太郎外二名

紹介議員 秦野 章君

昭和五十八年末に期限が到来するみなし法人課税(事業主報酬制度)(租税特別措置法第二十五条の二)の期限の延長措置を講ぜられたい。

理由

みなし法人課税(事業主報酬制度)は、個人企業の経営の近代化と合理化を図り、法人企業との税負担の公平を図るため、昭和四十八年度税制改正で選択制度として所得税に、翌昭和四十九年には住民税に創設された。この制度は、租税特別措置として、五年間の時限立法となつていて、昭和五十三年度の改正により更に五年間延長され、今日に至つており、選択者数は昭和五十六年末で、二十二万二千九百三十七名(国税庁発表)となつていて、我々は、この立法の趣旨にかんがみ、恒久税制に改めるよう要望しているが、昭和五十八年末の期限の到来にあたり、とりあえず期限の延長措置を講ずるよう望むものである。

第二二〇号 昭和五十七年十一月二十六日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(二通)

請願者 岐阜市加納清水町一ノ一三岐阜南青色申告会内 渡辺孝外一名

紹介議員 杉山 令豪君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二二六号 昭和五十七年十一月二十七日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前六ノ一八ノ一四渋谷青色申告会内 竹市忠江

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第三六〇号 昭和五十七年十一月二十九日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(二通)

請願者 新潟県柏崎市新花町六ノ七柏崎青色申告会内 重田学外三名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第三七〇号 昭和五十七年十一月二十九日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願

請願者 広島市南区字品神田一ノ二ノ一七広島南青色申告会内 茶山良三

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第三八〇号 昭和五十七年十一月二十九日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(二通)

請願者 青森県五所川原市岩木町一二西北五青色申告会連合会内 成田弘三外二名

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第四六〇号 昭和五十七年十一月二十九日受理

たばこ及び塩専売制度の存続に関する請願

請願者 新潟県学校町通一番町六〇二新潟県議会内 高橋十一

紹介議員 長谷川 信君

たばこ及び塩の専売制度は、創設以来国民生活の安定向上と産業経済の発展はもとより国及び地方

自治体の財源確保に果たしてきた役割は極めて大きなものがある。しかしながら、行政改革の一環として専売制度の廃止が取り上げられているが、この制度の廃止は、たばこ耕作者及びたばこ販売業界はもとより塩価格の高騰等地方経済と住民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。よつて、専売制度の役割と使命を十分認識し、同制度を存続するよう強く要望する。

第五九〇号 昭和五十七年十一月三十日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(二通)

請願者 香川県高松市番町二丁目高松商工会議所内高松税務署管内青色申告会連合会内 武田善美外一名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第六〇〇号 昭和五十七年十一月三十日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(二通)

請願者 福島県郡山市朝日三ノ四ノ七福島県青色申告会連合会内 浜津平一外二名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第六九〇号 昭和五十七年十二月一日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願

請願者 埼玉県秩父市大野原九一九秩父青色申告会内 荒巻重行

紹介議員 森田 重郎君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第七五〇号 昭和五十七年十二月一日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願

紹介議員 松町青色申告会内 山根繁巳
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第八二号 昭和五十七年十二月一日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願(二通)
請願者 岡山県倉敷市玉島中央町二ノ三ノ
一二玉島商工会議所内玉島青色申
告会内 由洲野外一名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第八三号 昭和五十七年十二月一日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 北海道函館市五稜郭町一六ノ一三
函館青色申告会内 三本木博
紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第八四号 昭和五十七年十二月一日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願(二通)
請願者 岐阜県中津川市かやの木町一ノ二
中津川青色申告会連合会内 鈴
村昌三外二名
紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第八五号 昭和五十七年十二月一日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市中央一ノ五ノ八宇
都宮優良店会館宇都宮青色申告会
内 木村明
紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第八六号 昭和五十七年十二月一日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 東京都新宿区三栄町一七四谷青色
申告会内 伊東博義
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一〇四号 昭和五十七年十二月二日受理
一兆円所得減税に関する請願
請願者 新潟県長岡市水道町二ノ四ノ二七
星野洋子外六百九十九名
紹介議員 鶴山 徳君
国民の暮らしを守るため、大企業優遇税制を改
め、一兆円以上の所得税の減税を実施されたい。

第二二八号 昭和五十七年十二月二日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 埼玉県浦和市常盤九ノ一一ノ六浦
和青色申告会内 飯田勇男
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二二九号 昭和五十七年十二月二日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 長野県佐久市中込三、〇六一ノ一
青色申告会佐久連合会内 岩松幸
男
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二三〇号 昭和五十七年十二月二日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願(二通)
請願者 島根県松江市母衣町五五ノ四島根
県青色申告会連合会内 江澤貞義
外一名

紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一三二号 昭和五十七年十二月二日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 山梨県都留市中央三ノ七ノ七七月
青色申告会連合会内 平井武
紹介議員 降矢 敬雄君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一三三二号 昭和五十七年十二月二日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 佐賀市松原一ノ二ノ三五佐賀青色
申告会内 小城原正
紹介議員 福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

十二月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延
長に関する請願(第一七二号)(第一七三号)
(第一七四号)(第一七五号)(第二〇五号)(第
二〇六号)(第二一九号)
一、記帳義務法制化反対、一兆円減税早期実現
に関する請願(第二三〇号)
一、みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延
長に関する請願(第二六四号)
一、大幅減税等に関する請願(第三八八号)(第
三八九号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九
二号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五
号)(第三九六号)(第三九七号)(第三九八号)
(第三九九号)

一、みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延
長に関する請願(第四〇八号)(第四〇九号)
(第四一〇号)(第四一〇二号)(第四一〇三号)
一、公立高校用地確保のため筑波移転跡地地下
げ等に関する請願(第五八一号)

一、みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延
長に関する請願(第五八九号)(第七〇八号)

第一七二号 昭和五十七年十二月三日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 宮城県仙台市木町通一ノ七ノ一七
仙台北地区青色申告会連合会内
佐藤進
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一七三三号 昭和五十七年十二月三日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 山梨県南巨摩郡飯沢町飯沢青色申
告会内 川口秀一
紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一七四号 昭和五十七年十二月三日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願(七通)
請願者 石川県金沢市尾山町九ノ一三金沢
青色申告会内 壽美田興作外六名
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一七五号 昭和五十七年十二月三日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願(三通)
請願者 福井県坂井郡金津町東二ノ一四ノ
一金津青色申告会内 笹原重雄外
二名
紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二〇五号 昭和五十七年十二月四日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願

請願者 茨城県日立市大久保町一ノ五ノ二
日立税務署管内青色申告会連合会
内 石安太郎

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二〇六号 昭和五十七年十二月四日受理
みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(二通)

請願者 高知市廿代町一六ノ二四高知青色
申告会内 吉本清青外一名

紹介議員 谷川 寛三君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二一九号 昭和五十七年十二月六日受理
みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願

請願者 鳥取県米子市加茂町二ノ一六米子
商工会議所内米子青色申告会内
川口貞良

紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三〇〇号 昭和五十七年十二月七日受理
記帳義務法制化反対、一兆円減税早期実現に関する請願

請願者 東京都三鷹市新川五ノ六ノ八 池
田勇

紹介議員 磯山 篤君
我が国の税制は、主権在民の憲法の精神にのっとり、自分の税金は、自分で計算し、自主的に納付することを基本にしている。ところが、政府が昭和五十八年度に実施しようとしている申告納税制度の見直しは、国民が切実に求めている大企業・大資産家優遇の不公平税制の是正にメスを加えることをしないで、本質をすり替え、現行申告納税制度があたかも不公平税制の悪の根源であるかのこ

とく、洗直しを強行しようとするものである。また、それは、申告納税制度を故意に否定し、大型間接税の導入に道を開きつつ、納税者の権利を奪い、税収確保のために、これを用いて改廃するかの一点にしばって検討提案しようとするものである。その一つに、記帳義務法制化、その違反者に対する罰則規定などがあるが、我々は、記帳自体は、生活や経営の健全な発展や適正な納税のために、その習熟が必要であるとはいってもない。そのため、所得の収支概況が一目でわかる建設職人のための記帳簿を作成し、全国的規模で記帳講習会を開催し、指導を行つていく。しかし、記帳を義務化し、罰則などを設けることは、申告納税制度本来の趣旨に著しく反するものであり、逆に権力徴税の道具にされる危険性を十分に含んでいる。記帳は、あくまでも指導上の問題と考える。更に、この申告納税制度の見直し作業は、推計課税の合法化、納税者への準証責任の転嫁、総収入申告制の導入などを検討しているといわれているが、これら一切の改悪案を絶対に認めることができない。いま必要なことは、大企業・大資産家優遇の不公平税制を是正し、大幅減税を早期に実現し、現行申告納税制度の民主的拡充を図ることである。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、納税者の自主申告権を奪う記帳義務法制化を行わないこと。
二、徴税権力を強化する推計課税の合法化、納税者への準証責任の転嫁、総収入申告制の導入、各官公庁の調査協力義務づけ、資料提出義務違反についての過怠税導入、弁護士や医者など特定職業人の守秘義務の解除などは行わないこと。
三、一兆円減税を早期に実現すること。
四、大型間接税(新一般消費税)の導入は行わないこと。

第二六四号 昭和五十七年十二月七日受理

みなし法人課税(事業主報酬制度)の期限延長に関する請願(二通)

請願者 東京都台東区日本堤二ノ二六ノ二
浅草青色申告会内 堀山仁之助外
一名

紹介議員 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三八八号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府吹田市寿町二ノ四ノ一六
入谷勲外二万四千八百十七名

紹介議員 市川 正一君
我々は、国民の平和と軍縮の願いに背き、軍事費を聖域化し、大企業のみを重視して福祉、教育などの予算の切捨てを図る第二次臨時行政調査会の基本答申の実施に反対である。答申がいう増税なき財政再建は単なるスローガンにしかすぎず、実際には大増税への抜け道を準備するものである。また、直接税・間接税の比率を検討するとして、国会の決議にも反する大型間接税(新一般消費税)導入の方向を暗示している。そして、大企業・大資産家優遇の不公平税制を正さないばかりか、我が国の税制の基本である申告納税制度を形骸化して、納税者の権利を奪い、中小業者などに一層重税を押し付けようとしている。政府は、基本答申を最大限尊重するとしているが、これら国民犠牲の改悪を絶対認めるわけにはいかない。国民が求めているのは、核兵器のない平和な日本と世界の実現であり、また、大幅減税によつて国内の景気を一歩早く回復させることである。ついで、次の事項の実現を図られた

一、国民に大幅な減税を行うこと。当面、課税最低限を所得税、住民税ともに年所得三百万円まで引き上げること。青色・白色申告を問わず事業主及び家族専従者の自家労働(勤労分)を認めること。
二、申告納税制度に反する記帳の義務化、推計課

税の合法化、納税者への準証責任の転嫁、総収入申告制の導入などは行わないこと。

三、大型間接税(新一般消費税)の導入は行わないこと。

四、軍事費など不要不急の予算を削り、大企業・大資産家優遇の不公平税制を正すこと。

第三八九号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願

請願者 東京都葛飾区東立石二ノ六ノ一九
内田昌伯外二万四千八百十七名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九〇号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願

請願者 札幌市北区新琴似五条一五丁目
星三郎外二万四千八百十七名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九一号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願

請願者 京都市南区上鳥羽南唐戸町一七
民秋俊夫外二万四千八百十七名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九二号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願

請願者 大阪市生野区勝山北二ノ一ノ二八
橋本十三郎外二万四千八百十七名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九三号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京大炊御門町二
梅田義次外二万四千八百十七名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九四号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願
請願者 京都市山科区大塚壇ノ浦四五ノ一
七 野原孝喜外二万四千八百十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九五号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願
請願者 福島市大森名号内六ノ八 渡辺昭
外二万四千八百十七名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九六号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願
請願者 宮城県仙台市緑ヶ丘三ノ三四ノ一
五 柳田貞外二万四千八百十七名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九七号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願
請願者 東京都大田区西蒲田六ノ二ノ九
菱健蔵外二万四千八百十七名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九八号 昭和五十七年十二月九日受理
大幅減税等に関する請願
請願者 神戸市中央区三宮町二ノ五ノ二一
一本松俊雄外二万四千八百十七名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九九号 昭和五十七年十二月九日受理

大幅減税等に関する請願

請願者 大阪市天王寺区下味原町三ノ六
三井節雄外二万四千八百十七名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第四〇八号 昭和五十七年十二月九日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願(二通)
請願者 北海道紋別市本町四丁目紋別青色
申告会連合会内 近藤篤二外一名

紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第四〇九号 昭和五十七年十二月九日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 石川県石川郡野々市町白山町八ノ
一六野々市町青色申告会内 横山
平八郎

紹介議員 嶋崎 均君
この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第四一〇号 昭和五十七年十二月九日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 愛知県新城市の場七三新城青色申
告連合会内 多々内力

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第五〇二号 昭和五十七年十二月十日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 千葉県柏市東上町七ノ一八柏青色
申告会内 河嶋健

紹介議員 白井 莊一君
この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第五〇三号 昭和五十七年十二月十日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 山口県防府市八王子一ノ一ノ五防
府青色申告会内 玉木二郎

紹介議員 江島 淳君
この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第五八一号 昭和五十七年十二月十一日受理
公立高校用地確保のため筑波移転跡地地下げ等に
関する請願
請願者 東京都目黒区柿の木坂二ノ二〇ノ
一九 伊井京子外五百名

紹介議員 原 文兵衛君
希望するすべての子どもが行き届いた高校教育を
受けられるよう、次の事項について実現を図られ
たい。

一、公立高校用地確保のため、筑波移転跡地(目
黒区駒場・世田谷区祖師谷)及び基地(大和・立
川・関東村)の優先地下げを早期に実現するこ
と。

二、公立高校用地確保のため、新たに助成措置を
講ずること。

第五八九号 昭和五十七年十二月十一日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 東京都墨田区東向島三ノ一五ノ二
三向島青色申告会内 吉野鉄一郎

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第七〇八号 昭和五十七年十二月十三日受理
みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願
請願者 山口県徳山市銀南街二〇山口県青
色申告会連合会内 田村繁平

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第十八号と同じである。

十二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、昭和五十七年度における国債整理基金に充
てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

昭和五十七年度における国債整理基金に充てる
べき資金の繰入れの特例に関する法律案
昭和五十七年度において、国債整理基金特別会
計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規
定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち
国債の元金の償還に充てるべき金額については、
同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、
適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十二月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、公立高校用地確保のため筑波移転跡地地下
げ等に関する請願(第七八〇号)(第八三八号)
(第八三九号)

一、みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延
長に関する請願(第一〇〇六号)
一、公立高校用地確保のため筑波移転跡地地下
げ等に関する請願(第二〇一九号)

一、所得税の課税最低限度額の引上げ等に関す
る請願(第一〇四七号)
一、記帳義務法制化反対、一兆円減税早期実現
に関する請願(第一〇六三三号)

第七八〇号 昭和五十七年十二月十四日受理
公立高校用地確保のため筑波移転跡地地下げ等に
関する請願
請願者 東京都国分寺市市吉町三ノ六ノ一

一 広井映子外五百名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第八三八号 昭和五十七年十二月十四日受理

公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願

請願者 東京都世田谷区梅丘一ノ五二四

鳥海恭子外九百九十九名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第八三九号 昭和五十七年十二月十四日受理

公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願

請願者 東京都目黒区五本木二ノ二八ノ一

二 斉藤志げ子外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第一〇〇六号 昭和五十七年十二月十五日受理

みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願

請願者 広島県世羅郡甲山町西上原世羅郡

青色申告会内 片山哲三

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一〇二九号 昭和五十七年十二月十五日受理

公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田二ノ一四ノ七

前田静枝外四百九十九名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第一〇四七号 昭和五十七年十二月十五日受理

所得税の課税最低限度額の引上げ等に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市恵我之荘六ノ一〇

ノ五 板東トシ子外二百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

我々の暮らしは、不況と相次ぐ増税や物価高で年々苦しくなっている。今、国民が切実に求めているのは、不当な物価値上げの抑制や大幅減税、医療と社会保障制度の充実、安くて住みよい住宅の供給などをはじめ、大気・水・土など環境汚染の防止、有害商品から生命と健康を守ることである。ついでに、所得税の課税最低限度額の引上げなど大幅な減税を実施し、大型間接税の導入などいかなる大衆課税もしないようにされたい。

第一〇六三号 昭和五十七年十二月十五日受理

記帳義務法制化反対、一兆円減税早期実現に関する請願

請願者 千葉県松戸市緑ヶ丘二ノ二七九

小林次夫外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

昭和五十七年十二月二十四日印刷

昭和五十七年十二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局